



# 経営継続補助金

## ○目的

新型コロナウイルス感染症の影響を克服するため、感染拡大防止対策を行いつつ、販路の回復・開拓、生産・販売方法の確立・転換などの経営継続に向けた農林漁業者の取組を支援します。

## ○対象者 **農林漁業者（個人・法人）**

※常時従業員が20人以下

※支援機関（JA）の支援を受けることが必要です。

## ○補助上限額

・単独申請	<b>150万円</b>
・グループ（共同）申請	<b>1,500万円</b>

## < 補助の対象となる経費 > （単独申請の例）

### ① **経営継続**に関する 取組に要する経費

- ①機械装置等費
- ②広報費・展示会等出展費
- ③旅費
- ④開発・取得費
- ⑤雑役務費
- ⑥借料
- ⑦専門家謝金・専門家旅費
- ⑧設備処分費
- ⑨委託費・外注費

補助率 **3/4**  
補助上限額 **100万円**

### ② **感染拡大防止** の取組に要する経費

- ①消毒費用
- ②マスク費用
- ③清掃費用
- ④飛沫対策費用
- ⑤換気費用
- ⑥その他の衛生管理費用
- ⑦PR費用

補助率 **定額**  
補助上限額 **50万円**

単なる取替え更新のための機械装置等の購入は補助金の対象となりません。

- ・使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ・令和2年5月14日以降に発生し、事業期間中（原則、令和2年12月末まで）に支払が完了した経費
- ・証拠資料等によって支払金額が確認できる経費

## 補助要件

「①経営の継続に関する取組」の補助対象経費の1/6以上を次のいずれかに充てる必要があります。

### A 接触機会を減らす生産・販売への転換に要する経費

- (例1) 作業員間の接触を減らすための省力化機械等の導入 (※)
- (例2) 作業員間の距離を広げるための作業場や倉庫等におけるスペース統合やレイアウト変更
- (例3) 人と人との接触機会を減らす販売方法(ネット販売、無人販売など)の開始

### B 感染時の業務継続体制の構築に要する経費

- (例1) 人員削減等に備えた「事業継続計画」の策定
- (例2) Web会議システムの導入

## ※ 接触機会を減らす省力化機械等の例



農薬散布用ドローン



野菜苗移植機



発情発見装置



果実等自動選別機



漁船用高機能無線機

受付期間は、別紙の「経営継続補助金」をご覧ください！！  
7月1日～7月15日までの短い期間となっておりますが、この期間に申請のない場合は、1次公募に間に合いませんのでご了承下さい。

「支援機関」が農林漁業者の申請や事業の実施をサポートします。

### <問い合わせ先>

長浜市加田町3143番地

JAレーク伊吹 経済センター

担当部署 営農企画課

TEL:0749-63-2101

詳しくは、T A C・営農経済渉外にご相談下さい。